

寒川町総合計画審議会の見直しの視点について

【見直しの視点】

総合計画の策定・実施に関する調査審議機関として、以下の2つの視点により構成委員を選任し、新たな総合計画審議会の体制を構築します。

- ① 自治基本条例におけるまちづくりの視点
- ② 寒川町総合計画 2040 の特性に関する視点

◆委員選任の考え方

上記2つの視点により、新たな総合計画審議会の構成委員を次のとおり整理したいと考えています。（総合計画審議会の意見を伺い、委員選任の考え方がまとまり次第、各団体等と調整します。）

① 自治基本条例におけるまちづくりの視点

- ・総合計画の知見：学識経験者（行政学）、関係行政機関
- ・自治基本条例の知見：まちづくり推進会議の推薦者
- ・まちづくりの指針の知見：各分野について地域で活動する公共的団体等の推薦者（以下参照）

まちづくりの指針	選出委員の例
(1)子どもたちが地域社会にかかわりながら健やかに成長できるまちづくり	子育て支援に識見を有する者
(2)子育て環境の整ったまちづくり	
(3)歴史と文化が息づき教育が充実したまちづくり	教育分野に識見を有する者
(4)豊かな自然と快適な生活環境が整った環境共生のまちづくり	環境分野に識見を有する者
(5)地域社会に根ざしたにぎわいと多様性のあるまちづくり	住民自治・地域社会に識見を有する者
(6)保健と福祉の充実したまちづくり	保健福祉分野に識見を有する者
(7)産業が発展し活力のあるまちづくり	地域の産業に識見を有する者
(8)誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり	地域の安全安心に識見を有する者

② 寒川町総合計画 2040 の特性に関する視点

- ・「つながる力」の知見：町外とのつながりを持つ主体（直近の移住者、県議会議員、等）
- ・「新化」の知見：学識経験者等
- ・町民参画（協働）の知見：公募の町民（募集枠の拡充）、20年後の町民（大学生等）